



多面的機能支払交付金の

事業制度について

群馬県 農政部 農村整備課



制度の背景 (1)

農業・農村の多面的機能

国土の保全、水源の涵養(かんよう)、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、農村で農業生産活動が行われることにより生ずる、食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能

- ◆ 洪水を防ぐ働き
～雨水を一時的に貯留して、ゆっくりと川に流す～
- ◆ 土砂崩れや土の流出を防ぐ働き
～耕作された田畑は、土砂崩れや土の流出を防ぐ～
- ◆ 河川の流れを安定させ、地下水を涵養する働き
～田畑に貯留した雨水等は、豊かな水源を涵養する～
- ◆ 生物のすみかになる働き
～田畑は多様で豊かな生きものの命を育む～
- ◆ 農村の景観を保全する働き
～農業の営みが「ふるさと」の美しい風景を守る～
- ◆ 文化を伝承する働き
～農業の営みを通じて地域の伝統文化を受け継ぐ～

※この他にも様々な機能があります



引用: 農林水産省Webサイト「農業・農村の有する多面的機能」

「農業・農村の多面的機能」は日本国民の大切な“財産”

→ 維持・発揮させるためにも、農業を継続することが大変重要

制度の背景（2）

農業・農村の現状

農業就業人口の年々減少、高齢化

→ 耕作放棄地面積の増加

農業生産に伴う地域の共同活動などに支えられてきた多面的機能の発揮に支障が生じつつある

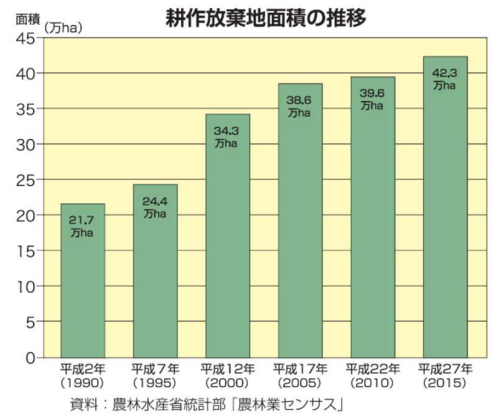
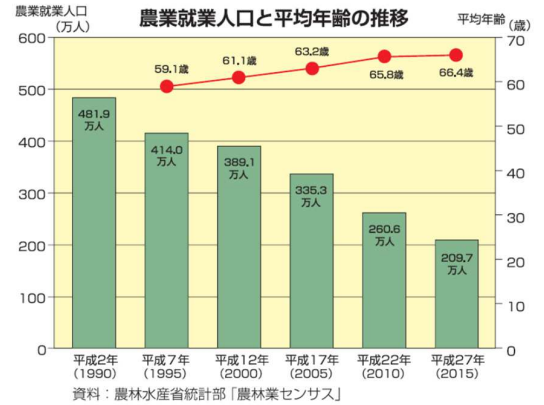
平成26年度から地域活動や営農活動に対する支援制度
「日本型直接支払制度」

(多面的機能支払交付金・中山間地域等直接支払交付金・環境保全型農業直接支払交付金)

多面的機能支払交付金

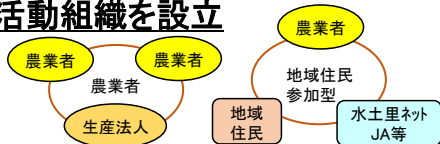
- 地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保管理を推進
→ 担い手農家への農地集積という構造改革を後押し

年度	H12~	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06	
農地・水(1期)	農地・水(1期)		農地・水(1期)		農地・水(1期)		農地・水(1期)		農地・水(1期)		農地・水(1期)		農地・水(1期)		農地・水(1期)		農地・水(1期)		農地・水(1期)	
農地・水・環境保 向上対策	農地・水・環境保 向上対策		農地・水・環境保 向上対策		農地・水・環境保 向上対策		農地・水・環境保 向上対策		農地・水・環境保 向上対策		農地・水・環境保 向上対策		農地・水・環境保 向上対策		農地・水・環境保 向上対策		農地・水・環境保 向上対策		農地・水・環境保 向上対策	
農地・水 保管理支払	農地・水 保管理支払		農地・水 保管理支払		農地・水 保管理支払		農地・水 保管理支払		農地・水 保管理支払		農地・水 保管理支払		農地・水 保管理支払		農地・水 保管理支払		農地・水 保管理支払		農地・水 保管理支払	
多面的機能支払	多面的機能支払		多面的機能支払		多面的機能支払		多面的機能支払		多面的機能支払		多面的機能支払		多面的機能支払		多面的機能支払		多面的機能支払		多面的機能支払	
環境保全型農業直接支払	環境保全型農業直接支払		環境保全型農業直接支払		環境保全型農業直接支払		環境保全型農業直接支払		環境保全型農業直接支払		環境保全型農業直接支払		環境保全型農業直接支払		環境保全型農業直接支払		環境保全型農業直接支払		環境保全型農業直接支払	
中山間地域等直接支払	中山間地域等直接支払		中山間地域等直接支払		中山間地域等直接支払		中山間地域等直接支払		中山間地域等直接支払		中山間地域等直接支払		中山間地域等直接支払		中山間地域等直接支払		中山間地域等直接支払		中山間地域等直接支払	
交付金種別	(3期)		(3期)		(3期)		(3期)		(3期)		(3期)		(3期)		(3期)		(3期)		(3期)	
交付金種別	(4期)		(4期)		(4期)		(4期)		(4期)		(4期)		(4期)		(4期)		(4期)		(4期)	
交付金種別	(5期)		(5期)		(5期)		(5期)		(5期)		(5期)		(5期)		(5期)		(5期)		(5期)	



事業概要

活動組織を設立



市町村

認定

- ✓ 保管理する農地面積と活動内容に応じて、交付金を交付する。
- ✓ 5年間活動を継続することが条件となっている。

(1)農地維持支払交付金

農地、水路等の資源の基礎的保管理活動や、集落の話合いを支援

□ 対象活動

①地域資源の基礎的保管理活動



農地法面の草刈り 水路の泥上げ 路面の維持

②地域資源の適切な保管理のための推進活動

地域資源保管理構想の作成



□ 交付単価

地目	交付単価
田	3,000円/10a
畑	2,000円/10a
草地	250円/10a

資源向上支払交付金

水路、農道等の補修や植栽による景観形成等の農村環境の良好な保管理活動を支援

(2)資源向上支払(共同)

※非農業者の参画が必要。

□ 対象活動

①施設の軽微な補修 ②農村環境保管理活動



施設の機能診断 生き物調査 植栽活動



水路のひび割れ補修 清掃活動 啓発活動

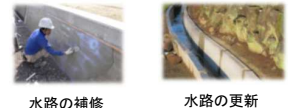
□ 交付単価

地目	交付単価
田	1,500~2,400円/10a
畑	900~1,440円/10a
草地	150~240円/10a

(3)資源向上支払(長寿命化)

□ 対象活動

施設の長寿命化



水路の補修 水路の更新



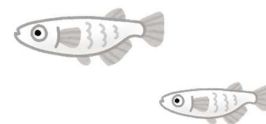
水路の蓋設置 安全柵の設置

□ 交付単価

地目	交付単価(上限)
田	4,400円/10a
畑	2,000円/10a
草地	400円/10a



高めよう 地域協働の力!



多面的機能支払交付金の

事業制度改革について

令和6年度

加算措置の一部が廃止されます

「農村協働力の深化に向けた活動への支援」及び「組織の広域化・体制強化への支援」を廃止

①加算措置 農村協働力の深化に向けた活動への支援

農業者以外の者の構成比率が高く、また多くの参加を得た共同活動が毎年度行われる場合、資源向上支払（共同）の単価に加算します。【県内該当組織なし】

②加算措置 活動の広域化・体制強化への支援

広域活動組織の面積規模等に応じた交付額とするとともに、最長5年間（当該活動期間中）にわたって継続的に支援します。【県内該当組織あり】

令和6年4月より廃止

※令和5年度に上記の加算措置を受けている組織は、経過措置が適用される場合がありますので、詳しくはお住まいの市町村までお問い合わせください。

様式の変更がないから、
昨年と同じように申請できるね

様式はそのまま

令和6年度は、様式の変更はありません。

